

順天堂大学「桜順会賞」規程

(目的)

第1条 順天堂大学桜順会（以下「本会」という。）は、順天堂大学の各スポーツチーム（団体または個人）が好成績を上げるにあたり側面からサポートした団体または個人、スポーツ科学又はスポーツマネジメント学若しくは健康学の分野におけるボランティア又は奉仕活動により順天堂大学又は社会に貢献した団体または個人に対して、表彰することを目的とする。

(賞の名称)

第2条 賞の名称は「桜順会賞」とし、次の2つの賞とする。なお、この2つの賞については、当分の間、愛称として「スポーツアカデミー賞」と呼ぶこととする（以下「本賞」という。）。

- 1 ベストサポート賞
- 2 ボランティア賞

(運営)

第3条 本賞授与に関する運営は、本会役員会及び順天堂大学さくらキャンパス学生部が行う。

(授与対象団体または個人)

第4条 本賞は、次の要件を満たすと評価できる団体または個人に対して授与するものとする。

- 1 ベストサポート賞 当該年度内で第1条前段に該当する団体又は個人で、そのスポーツチームが優秀な成績を上げたとき、又はチームの成績の如何に拘わらず、サポートした行為が高く評価することができるときに授与する。
- 2 ボランティア賞 当該年度内で第1条後段に該当する団体又は個人で、そのボランティア活動又は奉仕活動が高く評価できるときに授与する。

(申請)

第5条 前条に該当するものと判断される団体または個人を本賞の候補者として自薦または他薦により申請する場合は、申請人は、次の書類を会長に提出するものとする。

- 1 申請書
- 2 客観的事実を証明できる書類または所属団体の長が発行した推薦書

(受賞団体または個人の選考および決定)

第6条 本賞の受賞団体または個人の選考は、別に定めるスポーツアカデミー賞選考内規により選考し、本会選考委員会（役員会）において決定し、総会で報告する。

(受賞団体または個人の表彰)

第7条 受賞団体または個人の表彰は、会長がこれを行う。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、本会役員会の議を経て会長が行う。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。